平成２６年６月２６日成田市規則第２９号

成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は，成田市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成２６年条例第１９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第２条　条例第６条第１項の許可を受けようとする者は，男女共同参画センター使用許可申請書（別記第１号様式）により市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請が競合したときは，申請の到達順位又は抽選により申請の優先順位を決定するものとする。

（使用の許可）

第３条　市長は，前条第１項の規定による申請があったときは，速やかに内容を審査し，適当と認めるときは，男女共同参画センター使用許可書（別記第２号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

（使用の取消しの申出）

第４条　条例第６条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は，当該許可に係る使用を取り消そうとするときは，速やかに，その旨を市長に申し出なければならない。

（使用料の減免申請等）

第５条　条例第１１条の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は，男女共同参画センター使用料減免申請書（別記第３号様式）により市長に申請しなければならない。

２　市長は，前項の規定による申請があったときは，その可否を決定し，男女共同参画センター使用料減免決定・却下通知書（別記第４号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（遵守事項）

第６条　使用者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設，設備，備品等の損傷及び滅失に注意すること。

(2) 他の人に迷惑をかけないように使用すること。

(3) 使用を許可された時間内に確実に原状に復し，清掃を行うこと。

(4) 職員の指示に従うこと。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この規則は，平成２６年９月１３日から施行する

［別記様式　略］